事前質問Q&A

- **Q1** 介護予防事業が、市の総合事業の1つとして移行されるので、介護保険以前のように実績報告等を行う(提出・発表)しなくてはならなくなるか?
- A 柳川市の見解としては、総合事業移行後も"委託"で実施する際には受託事業所からの実績等の提出を求めていく方針です。
- **Q2** 他市からの利用者様は、今後もそのままご利用できるのでしょうか? 請求方法はどう変わるのでしょうか?
- A 介護予防訪問、介護予防通所は総合事業へ移行します。要支援認定者であれば、他 市の方でも引き続き利用できます。

ただし、事業所指定の要件がありますので資料 1 請求コードフローチャート(P23)、 資料 3 (3) サービス提供と利用料支払、(4) 事業費の請求 (P3~P5) をご参照く ださい。

- Q3 プログラムは事業所に一任するのか?
- A 現行相当サービス(訪問・通所)であれば、現行の予防給付サービスと同じ内容です。緩和型サービスについては、訪問は委託のみとなっており、サービス内容は市が指定します。通所は、今後整備を検討していきます。
- Q4 スケジュールは事業所に一任するのか?
- A Q3回答と同じ。
- Q5 送迎はしなくていいのか?
- A 現行相当サービス(訪問・通所)であれば、現行の予防給付サービスと同じ内容です。緩和型サービスの通所は、今後整備を検討していきます。
- Q6 総合事業の人員は通所介護職員でいいのか?
- A 福岡県介護保険広域連合におけるサービスの基準(参考)をご参考ください。
- Q7 午前・午後 二単位で行う場合、従業者は同じ人でもいいのか?
- A はい。可能です。
- Q8 別保険者の方も受入れ可能なのか?
- A Q2回答と同じです。

- Q9 報酬は要支援者1・2ともに同額なのか?
- A 現行相当サービスであれば予防給付単価と同じになります。緩和型や他の総合事業 サービスは実施する市町村により報酬額が変わることがありえます。
- Q10 サービス提供者 主に雇用労働者+ボランティアとは?
- A 緩和型については、福岡県介護保険広域連合におけるサービスの基準(参考)のとおり、有資格者でなく、一定の研修を受けた者での実施が可能されています。この研修を受けたものを新たに雇用するか、ボランティアとして登録しての活用も可能です。
- Q11 入浴・排泄・食事等の介助を行わないこととするのか?
- A 現行相当サービスでは予防給付と同等のサービスを提供することになります。緩和型や他のサービスについては、実施市町村で設定がされることになります。